

伊那西高等学校

いじめ防止基本方針

生徒一人ひとりの学校生活が生き生きとなる為に

今日の学校教育における大きな課題の一つに「いじめ問題への取り組み」がある。また、情報社会の進展により、インターネットを介したいじめ問題が生じるなど、その様態はより複雑化・潜在化する傾向を見せ、発見から解決への道筋に更なる困難さを加えている。

本校では、すべての教職員がいじめ問題に向き合い、その解決に向けて真摯に取り組む姿勢をここに表明し、生徒一人ひとりが、生き生きとした学校生活を送ることができるよう、努めていこうと思う。

今から約 2500 年前、お釈迦様は、全てのものはそれ自身で存在するのではなく“縁”によって成り立っているという真理に気づかれた（「縁起の法」）。時を経て今日を生きる私たちも、自分が他者との関係性の中に存在していて、互いに支え合っていることを実感することがある。しかし、普段、私たちは、どこまでも自分の都合を優先してしまう心から離れることができない。その為、支え合うといっても結局は、「自分の都合に合う」ことが、その条件になってしまうのである。そんな時は、決して思い通りにならない自分や、周りの人々を傷つけている自分に気づくことはない。つまり、私たちはいつでも「いじめる」立場になりうる自己なのである。そのような生き方しかできない私たちを、親鸞聖人は「煩惱具足の凡夫」という言葉で明らかにした。

本校の教育のよりどころとなっている「念仏（南無阿弥陀仏）の教え」というのは、このような煩惱具足の自分自身の姿に気づき、周りに支えられ育てられていることに気づかせてくれる教えである。その教えに触れることで、他者への感謝の気持ちを抱き、思わず頭が下がる自己になれた時、“共に生きている”という喜び（「生きる喜び」）を感じることができるのだろう。

本校においては、学校生活において、いつでも“いじめる側”になりうる存在であることを、常に自覚することをベースに、大切な（自分にとって不都合な）問題をごまかすことなく、自らの問題として受け止められることをめざしている。

【もくじ】

第1部 教職員マニュアル

- I いじめ問題に関する基本的な考え方……………1
 - 1 いじめとは
 - 2 いじめの基本認識
 - 3 重大事態とは
- II 未然防止……………1
 - 1 生徒（ホームルーム）の様子を知るためには
 - 2 生命および人権を尊重できる、豊かな心・・・
- III 早期発見……………2
 - 1 教職員の“いじめに気づく力”を高める
 - 2 いじめの態様
 - 3 いじめは見えにくい
 - 4 早期発見に向けて（主に担当教員）
- IV 早期対応……………4
 - 1 いじめ対応（情報収集）
 - 2 いじめ対応（固定観念からの脱却）

- V ネット上のいじめ対応……………4
 - 1 ネット上のいじめとは

第2部 組織対応マニュアル

- I いじめ問題に取り組む体制の整備……………5
 - 1 いじめ対策チームの設置について
- II いじめが起こった時の対応の流れ（学校全体の取り組み）……………5

- 【参考資料】……………6

第1部 教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの学校にも、どの生徒たちにも起こり得ることから、学校・家庭（・地域）が一体となって、「早期発見～早期対応」に取り組む事が重要である。

また、いじめ問題への取り組みには、学校全体での取り組みを進めることが大切である。特に、「いじめを生まない土壌作り」への取り組みは、日頃の教育活動の在り方と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

○いじめの定義

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義（H25）】

【「いじめ防止対策基本法」（平成25年6月より）】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑥は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめは、人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑法に抵触する。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、被害者等だけでなく、観衆や傍観者も含めた所属集団の構造上の問題でもある。

3 重大事態とは

いじめの「重大事態」とは「①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法 第28条）を言う。

その際は、重大事態が発生した旨を、都道府県知事に報告しなければならない（第31条）。

II 未然防止

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校作り」等、“未然防止”に取り組むことが最も重要である。その為には、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、良好な人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌作り」に取り組む必要がある。生徒や保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を踏まえた上で、年間を通した取り組みを、実施していくことが重要である。

1 生徒（ホームルーム）の様子を知るためには

①教職員の「気づき」の力

生徒（ホームルーム）の様子を知る為には、教職員の“気づき”が大切となる。できるだけ生徒と共に過ごす（場を共有する）ことによって、その些細な言動（発言や仕草）から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる。その為には、教職員の感性（アンテナの感度）を高めていく努力が求められている。

②日頃の人間関係等を把握しておく

生徒一人ひとりの状況や、ホームルームや学年、学校の状態を把握した上で、いじめ問題への対応や指導法を考えていくことが大切である。その為には、生徒及び保護者へのアンケートや面談による意識調査、ホームルームにおける人間関係を把握する調査（ソシオメトリの作成）などを実施していくことは、実態把握の方法として有効である。また、普段の何気ない会話の中から情報を得ることもできる。時として、心理尺度等を用いた調査を実施することで、生徒のストレスレベルを知ることもできる。

2 生命および人権を尊重できる、豊かな心・・・

生徒たちが、主体的な活動を通して自分自身を“かけがえのない存在”と自覚する「自尊感情」が構築される「居場所」作りが大切である。

更には、温もりが感じられるホームルーム経営（愛情と配慮）をめざすことで、生徒たちに自己肯定感や充実感、自己存在感（有用感）が醸成される。それは、いじめの発生を抑止し、未然防止の力となる。

生命や人権尊重の精神の醸成を目的とする「人権教育」や、思いやりの心を育む「ホームルーム活動」によって、互いを認め合い、大切にできる自己の形成をめざそう。中でも、仏教の授業や宗教行事を通じて、親鸞聖人の教え（念仏の教え）に触れることは、豊かでしなやかな心を育成する良い機会である。そして更に豊かでしなやかな心を醸成していくには、**我々（教職員）一人ひとりが、日頃より、親鸞聖人の教え（念仏の教え）に対しての理解を、深める努力を怠ってはならない。**

①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ことを生徒たちに理解させることが大切である。また、生徒たちが人の傷みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

②宗教教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめに対しては、日頃の仏教の授業やホームルーム活動が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

生徒たちは、それらの活動を通じ、「いのちの尊厳」に触れることで、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながる。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期発見が肝心である。それが早期解決につながるからである。その為には、日頃から信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員（大人）が気づきにくいところで行われ、なかなか顕在化しないと言う特徴をもつことを共通認識に、生徒たちのわずかな変化を捉えられる敏感さと、いじめを見逃さない高い認知能力が求められる。

また、常に生徒たちに関わる教職員間における情報共有（学年会・職員会等）が、緊急対応の際に役に立つ。その為にも、保護者との連携は欠かせない点であり、定期的に情報を収集することが大切となる。

1 教職員の“いじめに気づく力”を高める

①人権感覚を磨く（「生徒を守る」）

生徒一人ひとりを人格のある人間として、その個性と真摯に向き合い、人権を守り、尊重した教育活動を行う為には、我々があらゆる機会をとらえて、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉を正しく受けとめ、一人ひとりの立場を考え、「生徒を守る」という姿勢をもって臨みたい。

②カウンセリング・マインド

生徒たちの些細な言動から、心の叫びを敏感に感じ取ることができるような感性（アンテナの感度）を高める努力を怠らない。生徒の立場を理解し、その気持ちや行動を共感的に理解しようとする「カウンセリング・マインド」を高めていけるよう努める。

2 いじめの態様

いじめの態様と、刑法に抵触する可能性のある刑罰は以下の通りである。いずれも被害生徒を守り抜く観点から、毅然とした対応をとることが必要となり、状況によっては警察への通報もある。

〈分 類〉	〈抵触する可能性のある刑罰〉
ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる……………	▶脅迫、名誉毀損、侮辱罪
イ 仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする……………	▶暴行罪
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする……………	▶暴行、傷害罪
オ 金品をたかられる……………	▶恐喝罪
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする……………	▶窃盗、器物破損罪
キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする……………	▶強要、強制わいせつ罪
ク パソコンやスマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる……………	▶名誉毀損、侮辱罪

3 いじめは見えにくい

- ★いじめは大人の見えないところで行われている（時間と場所／カモフラージュ）
- ★いじめられている本人からの訴えは少ない
- ★ネット上のいじめは最も見えにくい

4 早期発見に向けて（主に担任教員）

①日々の観察 ～生徒がいるところには、先生がいる～

生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることで、いじめ発見、およびいじめ予防の効果をねらう。特に担任は、クラス内の人間関係の把握に努めることで、生徒の日頃の言動の変化に敏感に反応できる。

②HRノート等の活用 ～コメントのやりとりが信頼関係へとつながる～

日頃からHRノート等を活用して、生徒の気持ちを知っておくと、わずかな変化に気づきやすくなる。特にコミュニケーションが苦手な生徒に対しては有効な手立ての一つとなる。また、このことを通じて、生徒との信頼関係の構築へとつながっていく。

③学校相談 ～気軽に相談できる体制作り～

日常生活の中での教員の声かけ等、生徒が日頃から心理的負担なく相談できる態勢をつくっておくことが求められる。また、定期的に面談週間等を設け、教育相談を実施する等、相談体制を整備することも必要である。

本校では、全校生徒を対象に年二回、個人面接週間を設け、ホームルーム担任による面談を実施している。また、「学校相談」によるカウンセリング等の対応も可能である。

④いじめ実態調査アンケート ～実施時を配慮して～

実態に応じて随時実施する。その際の実施方法は、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し、実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識とする。

⑤その他

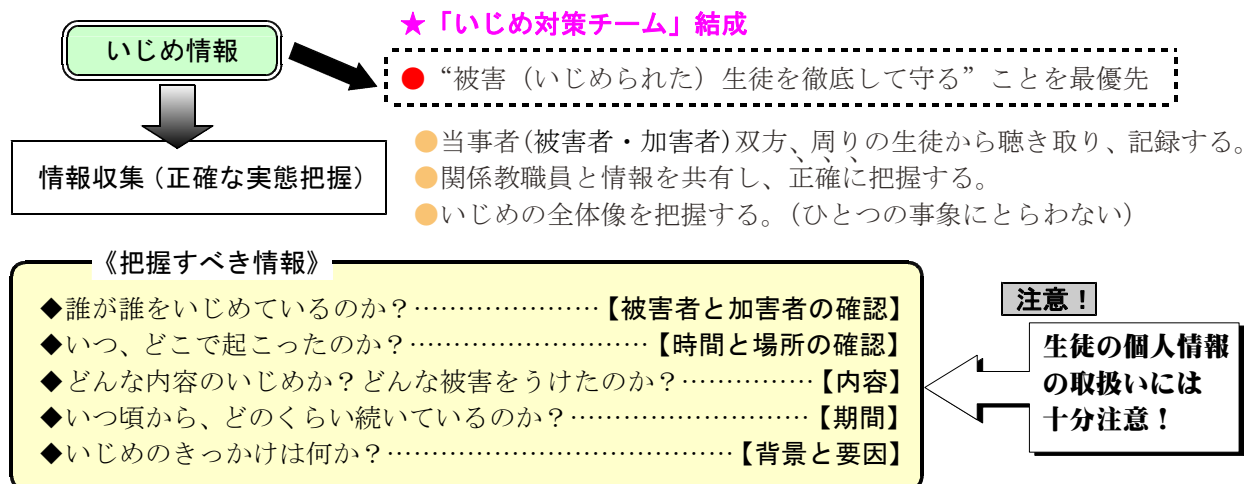
生徒が、親や教員にいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為であることの認識を常に持つ。加害者側から「チクった」と言われ、いじめの対象になったり、いじめが助長されたりする可能性があることを十分に認識した対応をする。

対応の仕方によっては、教員および学校への不信感を生むことから、細心の注意が必要である。

Ⅳ 早期対応

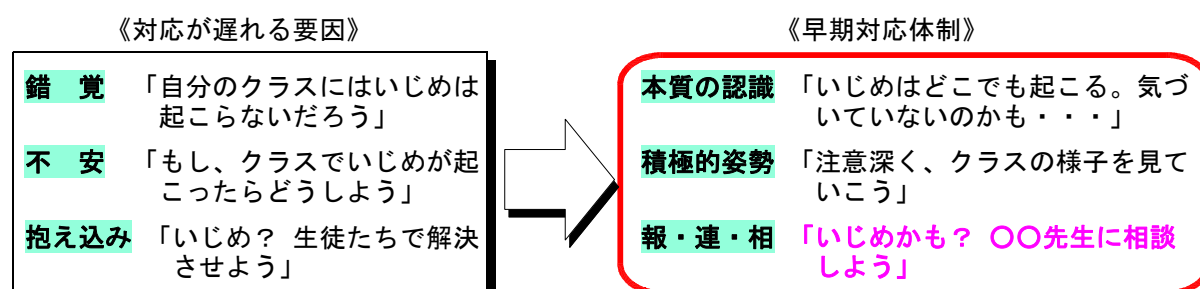
いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。その際、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて担当者一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止する為、日常的に取り組む実践計画を立てる等、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応（情報収集）



2 いじめ対応（固定観念からの脱却）

「そんなはずはない・・・」教職員は、従来の固定観念から脱却し、常に「目の前の事実」に対してのみに対することを大切にし、初動（早期対応）が遅れることなく、迅速な対応を心がける。



Ⅴ ネット上のいじめ対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解し、ネット上のトラブルについて常に最新動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努め、未然防止に不可欠となる保護者（PTA）との連携を密にする。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門機関と連携して対応していく。

1 ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォンを利用して、特定人物の悪口・誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板等へ書き込んだり、SNS上にアップしたりする方法によるいじめ。

特殊性による危険

- ◆ 匿名性の高さから、安易に悪口・誹謗中傷が書き込まれやすい。
- ◆ アップされた個人情報や画像は、容易に加工できることから、悪用されやすい。
- ◆ スマートフォン撮影による写真の位置情報（GPS）によって自宅等が特定されるなどの情報流出の危険性が高い。
- ◆ 一度流出した個人情報は、回収することは不可能であり、不特定多数に拡散する。

※ ネット上のいじめへの対応についても、迅速に対応する。

※ 情報機器の進歩により新たないじめが生まれる可能性がある為、常に新しい問題に関心をはらう。

第2部 組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題には、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを行う。すべての教職員が「いじめ0（ゼロ）」という目標のもと、いじめを生まない学校作りをめざし、あらゆる教育活動の場面においてその姿勢を堅持する。

本校においては、教育活動のよりどころとなっている「念仏の教え（煩惱具足の自分自身の姿に気付き、周りに育てられていることに気付かせてくれる教え）」を土台にした授業やホームルーム活動を行っている。その中で、他者への感謝の気持ちを抱き、「共に生きている」という喜びを感じられるような「個人」を育んでいく。

1 いじめ対策チームの設置について

- いじめ対策チームは、校長が任命した教頭、生徒指導主事、学年主任、指導担当教諭を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。尚、メンバーについては実態等に応じ、柔軟に対応していく。
- いじめ対策チームは、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

【いじめ対策チーム】

教頭・生徒指導主事・当該学年主任・指導担当教諭（HR 担任 or クラブ顧問）・養護教諭・特別支援担当教諭・SC 等 ※ 事案毎に適切なメンバー編成をする

※① いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開き、事案に応じて事実確認の為の「調査チーム」や「対応チーム」の編成等、組織的に動く。

※② いじめ対策チーム内で得た情報や対応策については、学年会や職員会議において共有し、教職員が“一枚岩”となって事態に臨む。

II いじめが起こった時の対応の流れ（学校全体の取り組み）

■ 第1次対応〈いじめ発見時〉

① いじめを認知Ⅰ（教員が発見したケース）

→即時、いじめを止めさせ指導

→HR 担任（クラブ顧問）、学年主任、生徒指導主事に連絡

② いじめを認知Ⅱ（生徒が相談に来たケース）

他の生徒に見られぬよう配慮！

→事実確認Ⅰ（被害生徒・加害生徒、別室にて同時）

→事実確認Ⅱ（他の生徒、保護者 etc.から）

③ 保護者対応

保護者対応は、複数の教員（学年主任・担任・生徒指導など）

で対応することが望ましい。事実に基づいて丁寧に。 ※個人的見解は控える

【確認事項】

- i) 被害者と加害者の確認
- ii) 時間と場所の確認
- iii) 内容と期間の確認
- iv) 背景と要因について

■ 第2次対応〈いじめ特定後〉

① 周囲の生徒への指導・・・“傍観者”から“仲裁者”への転換を促す

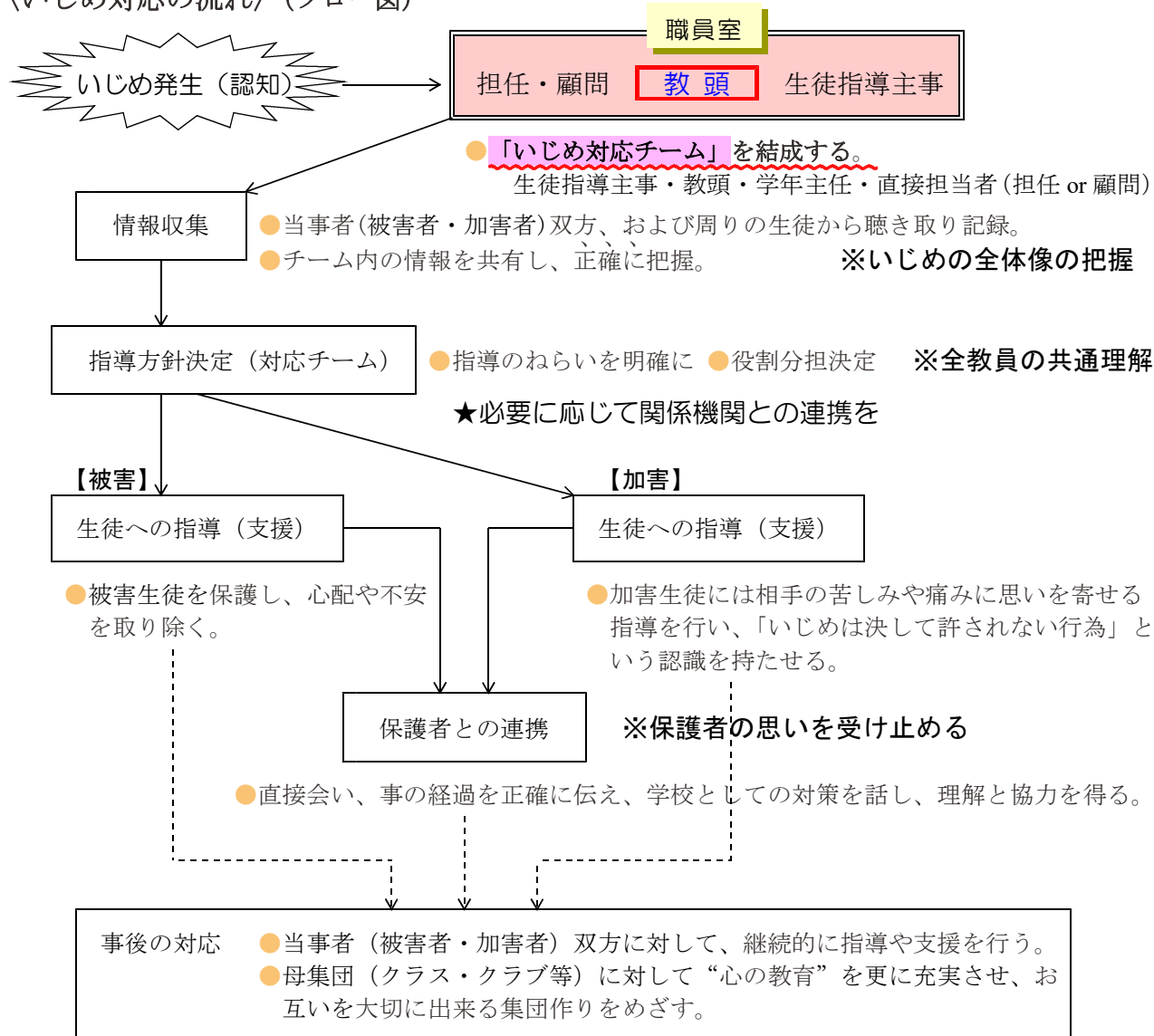
- ・いじめは「人権問題」であることの認識
- ・“傍観者”は加害者と同じ（いじめを肯定していることの自覚）
- ・いじめを告発することは“正義”であることへの理解

■ 第3次対応〈いじめ収束後〉

① 継続した指導・・・

- ・十分な観察と指導を怠らない
- ・当事者に対してのアプローチを継続する

〈いじめ対応の流れ〉（フロー図）



※状況に応じてSC対応あり

MEMO

【参考資料】

- ・「いじめ防止対策基本法」（平成 25 年 6 月より）
- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」
（長野県・長野県教育委員会 平成 26 年 3 月（平成 30 年 3 月改訂））
- ・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義」（文部科学省 平成 25 年）
- ・「生徒指導提要」（文部科学省 令和 4 年 12 月）
- ・「神奈川県いじめ防止基本方針」（神奈川県 平成 26 年 4 月（平成 29 年 11 月改定））
- ・「いじめ対応マニュアル改訂版」（兵庫県教育委員会（H29））より

